

風営法改正問題に対する

全ダ連風営法対策委員会の対応と今後の見通し

1 平成26年5月22日の定時総会においても取り上げられた風営法改正問題について、同日の理事会において、風営法対策委員会が、小川会長代理、村松副会長、福田常任理事、小室理事で編成されました。伊藤会長、常任理事会、理事会と連携しつつ、対外的な折衝を行うとともに、全ダ連としての対応を検討・提案していくこととなりました。

2 風営法改正問題と社交ダンスの関係は、戦後の混乱した状況からダンスホール等設備を設け、客にダンスを躍らせる営業が風営法の規制対象となり、基準に従い営業許可を受けることから始まりました。ダンススクールもこの対象となりましたが、昭和59年に青少年の夜10時までの立ち入りが許され、平成10年には、指定された講習を受けた者がダンスを教授する場合、風営法の対象外とされることとなりました。全ダ連とJBDFがこの講習を行える団体として指定されました。平成24年には、この2団体以外も指定を受けられるように改正されました（現在6団体）。これらの関係は、風営法第2条第1項第四号に当たり、客にダンスを踊らせるだけでなく飲食を提供するナイトクラブ等は第三号に、さらに客の接待をするキャバレーなどは第一号に当たります。

3 平成26年5月の時点で、すでにダンス文化推進議員連盟（小坂憲次会長。以下「議連」という）では、風営法からダンスを削除しようと議員立法を検討し、提案を目指していました。また、政府の規制改革会議では、やはり同様の趣旨の意見が出されていました。対策委員会では、直ちに、顧問弁護士と相談し、第四号廃止の反対の意見をまとめ、要約ペーパーをもって、議連のメンバー、与党の政策担当幹部をはじめ、多くの国会議員に対し、会長以下で、①社交ダンス関係者の意見を十分聞いて決定すること、②四号は規制改革が先行し、現状で十分機能しており廃止により好ましくないからざる社交ダンス営業が出てくる可能性があることから、早急な四号廃止は反対であることを説明してまわりました。また、規制改革会議に対しても、重要な当事者の意見を聞かず方向を出す手続きに異議を唱えるとともに、反対の申し入れをしました。その後、急遽、議連の会長・事務局長ヒヤリング、役員会における意見聴取を受けました。会期末が近づく6月5日、自党内閣部会において、青少年や地域への影響などの問題指摘が多く出され、通常国会への議員提案が見送られ、原案を修正しつつ、政府提案を求めることとなりました。ここで、常任理事会、理事会を開き、報告と次の対応について協議し、引き続き、有識者会議への対応を行うとともに、四号廃止の場合の対応について検討をはじめました。

4 政府、国家公安委員会では、有識者による風俗行政研究会（座長前田雅英首都大学教授）を設け、議論を開始しました。7月15日第1回の研究会において意見聴取を受けました。全ダ連では、明確な論旨に基づき、四号廃止反対の議論を展開しました。資料は、警察庁のHP（保安課の研究会のところに）、第1回研究会提出資料として、論旨（意見骨子は、最終の報告書に、他団体分とともに収録）とともに、6月2日の規制改革会議議長への申し入れ書、6月12日の国家公安委員会委員長への要望書もあわせて収録されています。その後、補足意見を提出したうえ、パブリックコ

メントに対し、所属の先生方の協力を得つつ、全ダ連としてもしっかりしたものを提出しております（これらについても報告書に概要が掲載）。さらに、各委員の理解を得るため説明を試みるとともに、8月15日付けで、再度全ダ連として意見書を提出しました。こうした全ダ連の意見の中で、特に、廃止した場合の懸念について、①かつてあった暴力団からのみかじめ料要求や不良外国人の干渉、②技術も倫理観もない教師・狭く暗い教室の出現、③出会い系ダンススクール等不健全な教室の出現、④ダンス教室を選ぶ生徒の困惑、⑤現行法令に従い講習を受け、自主規制で広く（66平米）明るい教室に投資した真面目な教室営業者の経済的な苦境、⑥ 社交ダンスのレベル低下・イメージに傷、ダンス文化にマイナス の6点を指摘しました。

しかし、最終的には、政府が6月24日、規制改革会議答申について四号廃止の規制改革計画を閣議決定したこともあって、報告書においても、配慮をしつつ、四号廃止止むなしとなりました。この間、対外的な意見表明として、HPへの意見掲載に加えて、9月5日付産経新聞対論に村松副会長のインタビュー記事が掲載されました。

5 この報告書に沿って法案がつくられるので、更に9月25日の理事会において、自主規制を確認した上で、経過措置・激変緩和措置及び具体的4点について国家公安委員会に対応を求め（HP掲載）、折衝を続けております。また、早ければ、臨時国会で法案成立後直ちに施行という事態に対応するため、特別対策委員会を立ち上げ、6つの小委員会で検討を始めることとしました。

6 10月24日、議連、与党に対する説明を終えた後、与党の審査を経て、法案は国会に提出されましたが（この過程でも議連・与党に対し働きかけを行っています）、解散により審議未了廃案となりました。選挙後、再度通常国会に政府提案がなされ、このたび、法案は成立されました。そこで、改正法実施にあたっての留意点等を検討し、接待、遊興や飲食との関係など風営法対応に抜かりがないようにするとともに、資格（試験・講習）の価値を高め、全ダ連として会員に貢献できるよう各小委員会（試験カリキュラム・飲食等自主規制・新たな催しイベント・他団体と協議会設置・各方面との連携・経営基盤の充実）の成果を積み上げていくことが肝要です。

今後、引き続き、会員皆様のご叱正・ご支援を戴き、社交ダンススクールの健全営業と社交ダンスの発展に寄与していくため注力してまいります。